

鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領

1 目的

この要領は、鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（平成25年鳥取県条例第5号）第9条の規定に基づき、鳥取県災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の設置運営について必要な事項を定め、もって効率的な本部の運営を図ることを目的とする。

2 事務局の設置

- （1）鳥取県災害対策本部（以下「本部」という。）は、その事務を遂行するため事務局をおく。
- （2）事務局の活動スペースは、災害対策本部室（第2庁舎3階）、第2庁舎4階災害オペレーション室及び危機管理部各課執務室を使用する。
- （3）平時における事務局の庶務は、危機対策・情報課において行う。

3 事務局長

- （1）事務局長は、危機管理部長をもってあてる。
- （2）危機管理部長が、事情により職務にあたれないときには、危機管理部次長がその職務を代行する。

4 事務局の組織及び事務

- （1）事務局には、次のグループ及び班（以下「グループ等」という）をおく。
 - ア 事務局長付
 - イ 総務班
 - ウ 情報班
 - エ 広報班
 - オ 応急対応班
 - カ 広域・応援受援班
 - キ 航空運用調整班
 - ク 原子力グループ
- （2）事務局員は、危機管理部職員及びその他の県職員のうち鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領に基づき危機管理部長が指名した職員（以下「応援職員」という。）により構成するものとする。
- （3）各グループ等の所管する事務は、別紙のとおりとする。
- （4）事務局長は、災害の状況に応じ、各グループ等の所管する事務及び班員構成等を変更することができる。特に、応急対応班及び広域・応援受援班については、所管する事務を実施する必要がある場合又は所管する事務の終了後は、所管事務及び班員構成等の変更により、相互応援を図るものとする。
- （5）広域応援・受援班の応援職員については、次の各号の場合に招集する。
 - ア 県内で震度6以上の地震が発生したとき又は風水害、その他甚大な被害が発生、若しくはそのおそれがある場合で、本部長が活動体制を強化する必要があると認めるとき
 - イ その他、本部長が必要と認めるとき
- （6）航空運用調整班については、前項各号の場合に設置する。

- (7) 原子力グループについては、原子力災害時及び原子力施設の安全確認が必要な場合等にその特殊性を考慮して特別に設置されるものであり、組織及び所管する事務は「地域防災計画（原子力災害対策編）」のとおりとする。

なお、所管する事務を実施する必要がある場合又は所管する事務の終了後は、事務局長が指定する事務を行うものとする。

5 各班の運営

- (1) 各班には、別に定める班長をおく。
- (2) 各班長は、班の所管する事務についてマニュアルを策定し、従事する職員の業務分担を定めるものとする。

6 班長等会議

- (1) 事務局長は、事務局内の調整を図るため、必要に応じて会議を招集できるものとする。
- (2) 班長等会議は、事務局長及び事務局長付が指名した者により構成する。

7 その他

この要領に定めることのほか、事務局の運営に必要なことは、危機管理部長が別に定める。

附則（令和5年12月22日第202300228779号）

- 1 この要領は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 平成16年3月31日付防第462号防災監通知は、これを廃止する。

附則（令和7年4月23日第202500021890号）

この要領は、令和7年4月23日から施行する。

1 事務局長直轄

(1) 事務局長付

- ・本部、事務局の対応方針に関すること
- ・事務局、実施部との調整の総括に関すること
- ・災害対策の進捗確認の総括に関すること
- ・国、市町村対応（市町村への助言、支援含む）の総括に関すること
- ・班長等会議の呼集に関すること
- ・本部長、事務局長の特命事項の総括に関すること
- ・班等への指示に関すること

(2) 総務班

ア 総務チーム

- ・災害対策本部の立ち上げ、通知（体制移行、被害報告依頼等）に関すること
- ・支部及び現地対策本部の設置に関すること
- ・本部会議の開催庶務に関すること
- ・災害対策本部事務局の勤務ローテーションに関すること
- ・災害記録の収集、保存、整理に関すること
- ・本部の活動記録の保存、整理に関すること

イ 庶務チーム

- ・本部の後方支援に関すること（予算管理、資機材・車両・食料調達等）
- ・国会議員等の視察・調査に係る連絡調整に関すること
- ・国への陳情等に係る連絡調整に関すること
- ・県議会との連絡調整に関すること
- ・本部長の行動管理に関すること

ウ システムチーム

- ・地上系防災行政無線の運用に関すること
- ・地域衛星通信ネットワークの運用に関すること
- ・ヘリコプターテレビシステムの運用に関すること
- ・各種防災情報システムの運用に関すること
- ・災害対策本部に設置してある映像機器等の維持管理に関すること

(3) 情報班

ア 分析チーム

- ・気象情報の収集、監視に関すること
- ・防災情報（河川水位、土砂災害危険度等）の収集、監視に関すること
- ・気象情報、防災情報に基づく予測、分析に関すること

イ 収集・整理チーム

- ・情報の収集（Ｌアラート情報含む）、整理の総合調整、各グループ等との情報共有に関する事
- ・報道提供資料の作成に関する事
- ・消防庁への被害報告に関する事
- ・各地方支部（市町村情報連絡員含む）からの情報の収集、整理に関する事
- ・各部局主管課からの情報の収集、整理に関する事
- ・防災関係機関からの情報の収集、整理に関する事
- ・関係機関への被害情報等の伝達に関する事
- ・被害情報（停電情報等）の情報システムへの登録に関する事

ウ 状況図管理チーム

- ・被害状況等をまとめた総合状況図（COP）の作成に関する事
- ・総合状況図（COP）の維持、管理に関する事

（４）広報班

- ・記者会見の運営に関する事
- ・庁内放送に関する事
- ・取材対応に関する事
- ・放送・報道機関への要請に関する事
- ・報道提供資料の配布に関する事
- ・ホームページ、SNS 等による災害広報に関する事
- ・マスコミ・県民からの電話照会に関する事
- ・フェイク情報の拡散対応に関する事

（５）応急対応班

ア 事態対処チーム

- ・災害救助法の適用に関する事
- ・災害時協力協定の運用に関する事（救助、道路啓開に係るものとし、実施部の所掌かつ対応するものを除く。）
- ・災害救助車両無料措置に関する事
- ・救助事案及び孤立集落の応急対応に関する事
- ・関係機関（自衛隊、消防、警察、海保等の実動部隊、ライフライン事業者等）との連携、調整に関する事
- ・自衛隊災害派遣要請に関する事
- ・ドローン・レスキューユニットの派遣に関する事
- ・その他各種の応急復旧活動の連携、調整に関する事（実施部の所掌かつ対応するものを除く）

イ 消防チーム（消防応援活動調整本部が設置される場合はこれに属する）

- ・ 消防局の広域応援に関すること
- ・ 緊急消防援助隊に係る連絡調整に関すること

（６）広域応援・受援班

ア 支援総括チーム

- ・ 自治体応援の調整に関すること
- ・ 国からの応援、先遣調査の調整に関すること

イ 物的支援チーム

- ・ 被災市町村からの物資要請に関すること
- ・ 災害時協力協定団体からの物資応援に関すること
- ・ 備蓄物資の調整に関すること
- ・ 県民等からの支援物資に関すること

ウ 人的支援チーム

- ・ 被災市町村からの人的要請に関すること
- ・ 市町村情報連絡員、災害時市町村支援チームの派遣に関すること
- ・ 災害時協力協定団体からの人的応援に関すること
- ・ 庁内の人的支援調整に関すること

（７）航空運用調整班

- ・ 消防防災ヘリコプターの運用に関すること
- ・ 県内で活動するヘリコプターの活動調整に関すること

２ 原子力グループ（組織及び所管する事務は「地域防災計画（原子力災害対策編）」のとおりとする）